

静岡県告示第150号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月4日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
三島富士線	駿東郡長泉町下土狩字高添421番の4から 駿東郡長泉町本宿字新田212番の1まで	令和4年3月6日

=====

静岡県告示第151号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和4年3月4日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大岡元長窪線	駿東郡長泉町本宿字新田212番の21から 駿東郡長泉町本宿字新田210番の14まで	令和4年3月6日